

(別紙)

## 品種登録出願の手引きの改正の概要

- 1 業務の承継に伴い、「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター」に、「独立行政法人種苗管理センター理事長」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）」に改称することに伴い、記載例13の出願品種種子・菌株送付書等の宛名が変更になります。なお、送付先の住所等に変更はありません。
- 2 平成26年6月に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、異議申立ての手続きを廃止し、審査請求に一元化するとともに、審査請求をすることができる期間が現行60日から3か月に延長になります。
- 3 施行期日  
この手引きは、平成28年4月1日からの施行となります。